

モバイルWi-Fiルーター調達仕様書

1 件名

モバイルWi-Fiルーター調達

2 目的

新型コロナウイルス等の感染症や、自然災害の発生等による学校の臨時休業時において、ICTの活用により子どもたちが家庭にいても、学習を継続できる環境を確保するため、モバイルWi-Fiルーターを調達し、Wi-Fi環境を整えられない児童・生徒の家庭に、モバイルWi-Fiルーターを貸し出し、家庭学習可能となるインターネット通信環境を提供する。

3 概要

モバイルWi-Fiルーターを調達し、指定された場所（1箇所）へ納入し、指定された期間、指定された台数を通信可能とする。

なお、本業務の範囲は機器等の調達、および初期設定作業（各種設定、動作確認）および、指定期間の通信対応までを含めるものとする。

4 業務内容

本業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。

（1）物品に関する要件（同等品以上）

①調達すべき台数

モバイルWi-Fiルーター 400台

②備えるべき機能

SIM	docomo、au、Softbankのうち1社以上のMVNO LTEサービスSIMに対応しており、小城市内の居住区域を通信可能とすること。
連続通信時間	無線LAN通信（LTE通信時）8時間以上であること。
同時接続数	複数台であること。
通信容量	月間20ギガバイト以上を高速通信可能とする。
製品保証	1年以上であること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・本調達には、モバイルWi-Fiルーターと同数のACアダプター、充電用ケーブルを含めること。・本調達物品はすべて同一メーカー・同型番とすること。・予め利用しない期間は、事前申告により休止できるものとし、必要に応じて、再度利用できるものとする。

・充電中も、通信できるようにすること。

(2) 納入に関する要件

- ①指定された場所1箇所に納入すること。
- ②段ボール、緩衝材、ビニール等の不用品は全て回収して廃棄すること。
- ③マニュアル、付属品等については、小城市の指示に従って一箇所に集める等の対応を行うこと。
- ④小城市の指示に従って名称、番号、導入日、管理番号等を記載したテープラベル（備品シール）を所定の位置へ貼り付けること。
- ⑤納入の際は、施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。万一、施設等の破損があった場合は、小城市と協議のうえ、対応すること。

(3) 保証に関する要件

- ①1年以上の自然故障について保証されていること。
- ②電話による受付対応が可能なこと。

(4) その他

- ①上記(1)～(3)にまでに要する経費は、全て見積額に含むこと。
- ②本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、小城市と協議の上、業務を進めるものとする。

5 基本事項

(1) 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の管理に関して小城市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

- ①受託者は、小城市の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- ②受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

(3) 著作権

本事業で新たに作成された成果物の著作権は、小城市に帰属するものとする。